

第 5 回 農業委員会総会議事録

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日開会

中標津町農業委員会

平成29年11月27日、第5回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
2番	田	中	洋
3番	竹	村	聡
4番	武	田	健
6番	瀧	本	和
7番	須	崎	智
8番	上	原	房
9番	和	泉	光
10番	後藤	田	宏
11番	高	橋	正
13番	國	光	達
14番	小	林	亨
15番	中	村	正
17番	氏	家	康
18番	本	田	信

本日欠席した委員

5番	田	中	世
12番	赤波	江	信
16番	笠	原	康

附議した案件

- 議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 25 号 現況証明願いについて
議案第 26 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて
議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について
報告第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について
報告第 16 号 農地法第 5 条許可書の交付について

本日出席した職員

事務局 長	奥 山 正 行
庶務係 長	桐 島 秀 一
農地係 長	葛 西 利 光
係	本 田 文 子

(開 会 10 時 30 分)

- 議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、15 名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第 5 回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程 1 「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第 24 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
11 番、高橋正一委員。
13 番、國光達男委員。
以上、2 名を指名致します。
日程 2 「会務報告」を事務局長から報告致します。

- 事務局長 10 月 27 日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
11 月 9 日、北海道農業会議及び根室地方農業委員会連合会の主催により、平成 29 年度根室地区農業委員等研修会及び交流会が、別海町マルチメディア館を会場として、1 市 4 町の農業委員、事務局員の出席のもとに開催され、本町から、農業委員 14 名、事務局員 3 名が参加しております。
研修会では、「農業委員会を取り巻く情勢について」など、農業会議 佐藤部長、渡邊調査役の説明を受けました。また、研修会終了後、会長・会長代理・事務局長会

議が開催され、「平成30年度義務外負担金について」「全国農業委員会会長代表者集会における要請について」などの協議を行って決定しております。

会議終了後は、交流会が行なわれ他市町の農業委員、職員と意見交換を行なったところであります。

11月13日から11月14日の2日間の日程で、中標津町農業委員視察研修会を実施致しました。本年は、会長を含め委員6名、事務局1名の計7名で鹿追町を訪問しました。1日目は鹿追町農業委員会を訪問し6次産業化の状況や、農業委員制度改正などについて意見交換を行い、2日目は「鹿追町環境保全センターバイオガスパラント」を視察し、施設見学や取り組み内容について研修させていただきました。

11月22日第40回中標津町表彰式が執り行われました。

自治貢献賞として、安田稔前農業委員会会長、戸田、金刺、纒坂、前農業委員が表彰されました、本田会長、笠原会長代理、事務局長、庶務係長が出席しております。以上会務報告といたします。

議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、報告第15号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第15号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)から(14)について、事務局よりご説明申し上げます。
議案の101ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積5,799㎡ほか35筆、合計770,620㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成23年11月28日から平成33年11月30日まで。合意解約成立の日、平成29年11月13日。6、解約の理由、合意解約。

なお、(2)につきましても、借主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。議案の103ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社理事長 竹林孝。2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積64,495㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成28年2月26日から平成32年12月23日まで。合意解約成立の日、平成29年11月15日。6、解約の理由、合意解約。

この2件につきましては、議案第23号(1)及び議案第27号(1)に関連するもので、使用貸借及び賃貸借していた農地について、再度農地所有適確法人に使用貸借及び賃貸借するため、期間内解約するものです。

議案の104ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積48,193㎡。3、利用権の
種類、賃貸借権。4、契約期間、平成26年4月24日から平成31年2月26日まで。

合意解約成立の日、平成29年11月15日。6、解約の理由、合意解約。

なお、(4)につきましても、借主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。
議案の105ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積58,909㎡ほか7筆、合計
185,003㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成22年4月1日から
平成32年3月31日まで。合意解約成立の日、平成29年11月13日。6、解約の理
由、合意解約。

この案件については、議案第27号(6)(7)に関連するもので、後継者への経営
移譲に伴い、賃貸借中の農地を合意解約し、再度、後継者と賃貸借するため、期間
内解約するものです。議案の106ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積30,464㎡ほか11筆、合
計247,322㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成28年1月1日か
ら平成32年12月31日まで。合意解約成立の日、平成29年11月15日。6、解約
の理由、合意解約。

なお、(6)から(8)につきましても、借主が同一のため氏名等省略して一括説明
いたします。議案の107ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積20,888㎡ほか8筆、合計
180,506㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成28年1月1日から
平成32年12月31日まで。合意解約成立の日、平成29年11月15日。6、解約の
理由、合意解約。議案の108ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積41,638㎡ほか7筆、合計
126,153㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成29年1月1日から
平成32年12月31日まで。合意解約成立の日、平成29年11月15日。6、解約の
理由、合意解約。議案の109ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積16,809㎡ほか1筆、合計
63,863㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成28年10月25日か

ら平成 32 年 12 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 29 年 11 月 15 日。6、解約の理由、合意解約。

この 4 件につきましては、議案第 27 号（2）～（5）に関連するもので、賃貸借していた農地について、近隣農家及び農地中間管理機構へ所有権移転するため、期間内解約するものです。議案の 110 ページをお開きください。

（9）1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 45,180 m²ほか 3 筆、合計 97,648 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 24 年 7 月 1 日から平成 34 年 6 月 30 日まで。合意解約成立の日、平成 29 年 11 月 15 日。6、解約の理由、合意解約。

なお、（10）から（12）につきましても、借主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。議案の 111 ページをお開きください。

（10）1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 29,632 m²ほか 4 筆、合計 70,189 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 24 年 7 月 1 日から平成 34 年 6 月 30 日まで。合意解約成立の日、平成 29 年 11 月 15 日。6、解約の理由、合意解約。議案の 112 ページをお開きください。

（11）1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 12,903 m²ほか 4 筆、合計 125,417 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 24 年 7 月 1 日から平成 34 年 6 月 30 日まで。合意解約成立の日、平成 29 年 11 月 15 日。6、解約の理由、合意解約。議案の 113 ページをお開きください。

（12）1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 46,984 m²ほか 1 筆、合計 117,378 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 28 年 1 月 1 日から平成 34 年 6 月 30 日まで。合意解約成立の日、平成 29 年 11 月 15 日。6、解約の理由、合意解約。

この 4 件につきましては、議案第 27 号（9）～（10）に関連するもので、賃貸借していた農地について、近隣農家及び農地中間管理機構へ所有権移転するため、期間内解約するものです。議案の 114 ページをお開きください。

（13）1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公社理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 11,101 m²ほか 4 筆、合計 109,524 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 26 年 12 月 24 日から平成 31 年 10 月 28 日まで。合意解約成立の日、平成 29 年 11 月 15 日。6、解約

の理由、合意解約。

この案件については、議案第27号(11)に関連するもので、後継者への経営移譲に伴い、賃貸借中の農地を合意解約し、再度、後継者と賃貸借するため、期間内解約するものです。議案の115ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積45,502㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成24年7月26日から平成34年7月25日まで。

合意解約成立の日、平成29年11月13日。6、解約の理由、合意解約

この案件については、議案第27号(17)に関連するもので、後継者への経営移譲に伴い、賃貸借中の農地を合意解約し、再度、後継者と賃貸借するため、期間内解約するものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程4、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)から(10)と、(11)の2回に分けて審議を致します。(1)から(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第23号(1)から(3)について説明致します。

3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積5,799㎡ほか35筆、畑586,669㎡、採草放牧地162,184㎡、合計748,853㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成30年1月1日から平成39年12月31日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、5ページのとおりとなっております。

なお、(2)につきましても、借主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。6ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積50,201㎡ほか1筆、畑50,201㎡、採草放牧地1,988㎡、合計52,189㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする

契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成30年1月1日から平成39年12月31日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、7ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。8ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積14,552㎡ほか10筆、畑174,549㎡、採草放牧地10,985㎡、合計185,534㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により後継者に再度使用貸借を設定するもの。借主、再度使用貸借を設定し農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成29年12月20日から平成39年12月19日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、9ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、使用貸借していた農地について、後継者に再度使用貸借設定するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第23号(4)(5)について説明致します。10ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積16,351㎡ほか33筆、畑529,634㎡、採草放牧地54,484㎡、合計584,118㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営移譲を受けて農業経営を継承する。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成30年1月1日から平成39年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、12ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成29年11月8日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。14ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積14,023㎡ほか45筆、合計畑675,502㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により後継者に再度使用貸借を設定するもの。借主、再度使用貸借を設定し農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成29年12月20日から平成39年12月19日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、16ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、使用貸借していた農地について、後継者に再度使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(6)(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 議案第23号(6)について説明致します。18ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積139,219㎡ほか18筆、畑702,533.70㎡、採草放牧地20,130㎡、合計722,663.70㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営移譲を受けて農業経営を継承する。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成30年1月1日から平成39年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、20ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成29年10月31日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金

等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

議案第23号(7)について説明致します。22ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、東京都目黒区〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積 3,811 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、57,000 円。6、譲受人の経営状況、構成員 〇〇人、農従者 〇〇人、経営地、計 〇〇〇〇 m²。家畜、牛 〇〇〇頭。7、見取図につきましては23ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、当事者両名の申し出により所有権の移転をしたい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(8) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 議案第23号(8)について説明致します。24ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 30,109 m²ほか 15 筆、畑 484,565.68 m²、採草放牧地 100,562 m²、合計 585,127.68 m²。利用目的、牧草畑。

3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営移譲を受けて農業経営を継承する。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成30年1月1日から平成39年12月31日。6、当事者の経営状況、家族 〇〇人、農従者 〇〇人、経営地、計 〇〇〇〇 m²。家畜、牛 〇〇〇頭。7、見取図につきましては、26ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成29年11月6日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(9)(10)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 議案第23号(9)(10)について説明致します。28ページをお開きください。

(9)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況採草放牧地、面積47,175㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、経営移譲に伴い一部農地を贈与により所有権移転するもの。譲受人、経営移譲を受けて農業経営を継承する。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、無償。6、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、29ページのとおりとなっております。

なお、(10)につきましても、貸主借主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。30ページをお開きください。

(10)2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積1,448㎡ほか26筆、畑497,597㎡、採草放牧地30,844㎡、合計528,441㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営移譲を受けて農業経営を継承する。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成30年1月1日から平成39年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、32ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成29年11月6日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、一部農地は贈与し、残りについては使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第23号、(1)から(10)について、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。
……………(〇〇委員退席後)……………
(11)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 議案第23号(11)について説明致します。34ページをお開きください。
(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積12,648㎡ほか41筆、
合計畑551,685.24㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、
期間満了により後継者に再度使用貸借を設定するもの。借主、再度使用貸借を設定
し農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、
使用貸借。5、期間。平成29年12月20日から平成39年12月19日。6、当事者
の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇
頭。7、見取図につきましては36ページのとおりとなっております。
この案件につきましては、使用貸借していた農地について、後継者に再度使用貸借
設定するものであります。
別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の
すべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(11)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」
(11)について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
……………(〇〇委員着席後)……………
〇〇委員に申し上げます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程５、議案第２４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を上程致します。（１）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり） 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第２４号「農地法第５条の規定による許可申請について」（１）について説明いたします。３８ページをお開きください。

（１）１、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇。

２、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積、41,427 ㎡の内 7,454 ㎡。３、許可を受けようとする事由、砂利採取のため。４、転用の期間、平成 29 年 12 月 21 日から平成 30 年 12 月 20 日。５、権利の種類、賃貸借権。６、採取量、砂利 8,691 ㎥。７、最大切深、6.0m。８、見取図につきましては 39 ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。今回の申請面積は 7,454 ㎡となっております。

平成 29 年 11 月 22 日、第 1 地区推進班にて現地調査の結果、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後においては隣接地と一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第 5 条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。
日程 6、議案第 25 号「現況証明願いについて」を上程致します。
（１）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
（挙手あり） 國光委員。

國光委員 上程になりました、議案第 25 号「現況証明願いについて」（１）について説明いたします。41 ページをお開きください。

（１）１、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

２、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 4,670 ㎡。現況、農地・採草放

牧地以外、利用状況、宅地。3、申請の理由、地目変更登記のため
4、見取図は42ページのとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
公簿が畑で現況が宅地となっていた土地について地目変更するものです。
平成29年11月20日、第2地区推進班で農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました、議案第25号「現況証明願いについて」(2)について説明いたします。43ページをお開きください。
(2)1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積2,938㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、宅地。3、申請の理由、地目変更登記のため
4、見取図は44ページのとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
公簿が畑で現況が宅地となっていた土地について地目変更するものです。
平成29年11月21日、第4地区推進班で農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 上原委員。

上原委員 上程になりました、議案第25号「現況証明願いについて」(3)について説明いたします。45ページをお開きください。
(3)1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示、中標津町〇〇〇〇番〇〇、畑、面積264㎡。〇〇〇〇番〇〇、畑、面積265㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、宅地。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は46ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
公簿が畑で現況が宅地となっていた土地について地目変更するものです。
平成29年11月7日、第6地区推進班で農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程7、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて」を上程致します。
(1)(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第26号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて(1)(2)について、ご説明申し上げます。
議案の48ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積15,092㎡ほか3筆、合計畑101,954㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模を拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年10月1日から平成38年9月30日まで。6、価格、年304,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

なお、(2)につきましても、貸主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。
49ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(有)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積16,279㎡ほか3筆、合計畑141,606㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模を拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29

年10月1日から平成38年9月30日まで。6、価格、年434,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

この案件につきましては、平成29年9月27日開催の第3回中標津町農業委員会総会議案第15号(12)(13)で審議された後承認され、平成29年9月28日付け中標津町告示第59号により公告したのですが、貸主である〇〇氏が引き続き経営移譲年金を受給するには、10年以上の賃貸借期間が必要なところ、賃貸借期間を錯誤により9年としたため、再度集積計画を作成するために取り消すものです。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程8、議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
なお、本案件につきましては、(1)から(18)と、(19)(20)の2回に分けて審議を致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第27号(1)について説明いたします。51ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23。公益財団法人北海道農業公社理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積64,495㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、合意解約後に賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を受けて農業経営を行うもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。

5、期間、平成29年11月28日から平成32年12月23日まで。6、価格、年92,860円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は52ページのとおりです。

この案件につきましては、農地所有適格法人設立のため、前経営主と賃貸借してい

た農地を一度合意解約し、再度、法人と賃貸借契約するものであります。
別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)から(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第27号(2)から(7)について説明いたします。
なお、(2)から(5)は譲受人が同一なことから一括して説明いたします。
53ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積55,267㎡ほか20筆、合計畑453,569㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。
5、価格、26,682,000円。6、資金調達方法、北海道信連資金による。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は55ページのとおりです。56ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況採草放牧地、面積42,737㎡ほか5筆、畑9,570㎡、採草放牧地86,402㎡、合計95,972㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,395,000円。6、資金調達方法、農家経済改善資金2,000,000円、自己資金395,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。
9、見取図は57ページのとおりです。58ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況採草放牧地、面積12,939㎡ほか2筆、合計採草放牧地21,040㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。
4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、

455,000 円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は59ページのとおりです。

60ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況採草放牧地、面積25,735㎡ほか2筆、畑14,709㎡、採草放牧地27,217㎡、合計41,926㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,971,000円。6、資金調達方法、農家経済改善資金1,500,000円、自己資金471,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は61ページのとおりです。

この4件につきましては、〇〇氏より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。

また、一部農地については、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。62ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積48,193㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年11月28日から平成31年2月26日まで。6、価格、年70,500円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は63ページのとおりです。

なお、(7)につきましても、借主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。64ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積58,909㎡ほか7筆、合計畑185,003㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月1日から平成32年3月31日まで。6、価格、年753,000円。7、資金調達方法、自己資金。

8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は66ページのとおりです。

この案件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(8) から (15) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 議案第27号(8)から(15)について説明いたします。

67ページをお開きください。

なお、(8) から (10) は譲渡人が同一なことから一括して説明いたします。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積46,984㎡ほか1筆、合計畑117,378㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、5,393,000円。

6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金5,300,000円、自己資金93,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は68ページのとおりです。69ページをお開きください。

(9) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積12,890㎡ほか2筆、畑57,736㎡、採草放牧地12,010㎡、合計69,746㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,109,000円。6、資金調達方法、農家経済改善資金4,100,000円、自己資金9,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は70ページのとおりです。71ページをお開きください。

(10) 1、譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林孝。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積7,011㎡ほか10筆、合計

畑 219,011 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、15,461,000 円。6、資金調達方法、北海道信連資金による。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は73ページのとおりです。

この3件につきましては、〇〇氏より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。

また、一部農地については、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

74ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 11,101 m²ほか 4 筆、畑 108,279 m²、採草放牧地 1,245 m²、合計 109,524 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 29 年 11 月 28 日から平成 31 年 10 月 28 日まで。6、価格、年 135,800 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は76ページのとおりです。

この案件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

77ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 26,670 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 29 年 11 月 28 日から平成 34 年 9 月 27 日まで。6、価格、年 33,060 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は78ページのとおりです。

なお、(13) から (15) についても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。79ページをお開きください。

(13) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 77,298 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 29 年 11 月 28 日から平成 34 年 9 月 27 日まで。6、価格、年 102,020 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は 80 ページのとおりです。81 ページをお開きください。

(14) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 32,617 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 29 年 11 月 28 日から平成 34 年 9 月 27 日まで。6、価格、年 46,960 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は 82 ページのとおりです。83 ページをお開きください。

(15) 1、借主、中標津町字俣落 2 1 1 0 番地 3、斎藤亮、34 歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 101,844 m²ほか 1 筆、合計畑 124,964 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 29 年 11 月 28 日から平成 34 年 9 月 27 日まで。6、価格、年 146,140 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は 84 ページのとおりです。

この 4 件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した 5 年後の取得予定者に賃貸借するものであります。

既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(16) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 議案第27号(16)について説明いたします。85ページをお開きください。
(16) 1、当事者の住所、氏名、年齢。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積2,204㎡ほか19筆、合計畑469,943㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、合意解約後に賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月1日から平成39年12月31日まで。6、価格、年1,428,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は87ページのとおりです。
この案件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。
別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(17)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 議案第27号(17)について説明いたします。89ページをお開きください。
(17) 1、当事者の住所、氏名、年齢。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積45,502㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年1月1日から平成34年7月25日まで。6、価格、年168,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は90ページのとおりです。
この案件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するものであります。
別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(18)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 議案第27号(18)について説明いたします。91ページをお開きください。

(18) 1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積33,779㎡ほか5筆、合計
畑121,861㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地
保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れ
るもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、
価格、8,019,000円。6、資金調達方法、北海道信連資金による。7、譲受人の経
営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促
進事業。9、見取図は92ページのとおりで。

この案件につきましては、〇〇氏の所有地譲渡に伴い、農地保有合理化事業により
一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおりの農業
経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第27号(1)から(18)について、本案は原案のとおり決することに、ご
異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。

……………(〇〇委員退席後)……………

(19)(20)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第27号(19)から(20)について説明いたします。

93ページをお開きください。

(19) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積15,092㎡ほか3筆、合計畑101,954㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模を拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年12月1日から平成39年11月30日まで。6、価格、年304,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は94ページのとおりです。

なお、(20)につきましても、貸主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。95ページをお開きください。

(20) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(有)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積16,279㎡ほか3筆、合計畑141,606㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模を拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年12月1日から平成39年11月30日まで。6、価格、年434,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は96ページのとおりです。

この2件につきましては、〇〇氏より所有農地を賃借したい旨の申し出があり、あっせん会議を開催し、協議の末、借主を決定したものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(19)(20)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(19)(20)について、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

- 議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
……………（〇〇委員着席後）……………
〇〇委員に申し上げます。
本案は原案のとおり可決されました。
日程 9、議案第 28 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について」を上程致します。
（1）について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
（挙手あり） 中村委員。
- 中村委員 上程になりました、議案第 28 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について」（1）について説明いたします。
98 ページをお開きください。
（1） 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。
2、申出を受けた年月日。平成 28 年 11 月 30 日。
今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、99 ページのとおりであります、合計 5 筆、478, 186 m²です。
この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5 年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。
- 議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声
- 議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- （全委員） 「異議なし」の声
- 議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、要請致します。
日程 10、報告第 16 号「農地法第 5 条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
（挙手あり） 農地係長。
- 農地係長 報告第 16 号「農地法第 5 条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第 5 条許可申請につきまして、北

海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。

117ページをお開きください。

許可日、平成29年10月25日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 39,909 m²。

3、許可期間は平成29年10月25日から永年となっております。

以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これをもちまして、第5回総会を閉会致します。

ご苦労さまでした。

(閉会 11時36分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年11月27日

会 長 本 田 信 幸

11番 高 橋 正 一

13番 國 光 達 男